

一般廃棄物処理施設変更許可証

平成25年5月10日

青森県つがる市木造丸山竹鼻118番地5
株式会社木村牧場 代表取締役 木村 洋文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日	平成25年5月10日	許可番号	25-0-1
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	施設の種類 ごみ処理施設(飼料化) 一般廃棄物の種類 可燃ごみ(食品残さに限る。)		
設置場所	青森県つがる市木造丸山竹鼻118番5		
処理能力	307.2t/日(38.4t/時間, 8時間稼働)		
許可の条件	施設の稼働時間は、午前7時30分から午後4時30分までのうち8時間とする。		
規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		